令和８年６月 26 日

保護者　様

守山市立小津小学校
校　長　植村　有子

台風など非常変災時の対応について（お知らせ）

台風など気象状況等によって災害の発生が予想される場合は、児童の安全を確保するため、下記により臨時休業等の措置を取ることがありますので、ご理解をお願いします。

記

１　守山市に「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」（以下「３警報」と表記）が発表された時の対応について

(1)　登校前において３警報が発令されている場合、児童は自宅待機させてください。

(2)　**午前７時において３警報が発表中の場合、臨時休業とします。**児童は登校させないでください。小学校が休校の場合、児童クラブ（学童）も休室となります。

(3)　午前７時までに３警報が解除された場合であっても、危険が予測される場合は臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置をとることがあります。
また児童の登校後、３警報が発表された場合や発表が必至と判断される場合は、児童の安全確保を最優先し、終業時刻の繰り上げの措置を取る場合があります。
その場合は、メール配信システムにより指示しますので、それに従ってください。

（注）テレビ・ラジオ・ネットなどの気象情報にも注意してください。

２　守山市に「その他の警報（大雨、氾濫、土砂災害、大雪等の警報）」（以下「その他警報」と表記）が発表された時の対応について

(1)　３警報以外の警報が発表されても臨時休業の措置はとりません。学校からの指示がなければ、平常どおり登校させてください。

(2)　その他警報の発表に伴い危険が予測される場合は、臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置をとることがあります。その場合は、メール配信システムにより指示しますので、それに従ってください。

３　滋賀県に「熱中症特別警戒情報」が発表された時の対応について

◆警戒すべき日の前日 14 時の発表を受け、翌日は原則臨時休業の措置となりますので、メール配信システムで速やかに連絡します。

４　その他

４月に配布しました「非常変災その他緊急事態に伴う対応について」の内容に「危険警報」が加わった形となります。あわせてご確認ください。